

美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可について

2021年4月6日 関西電力株式会社

当社は、本日、原子力規制委員会より、美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設*に関する設計及び工事計画認可申請について、認可をいただきました。

当社は今後も、特定重大事故等対処施設の早期の完成を目指して、あらゆる努力を継続してまいります。

※原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を 冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止す るための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造 及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可後5年という経過措 置期間(法定猶予期間)内に設置が求められているものです。

以上

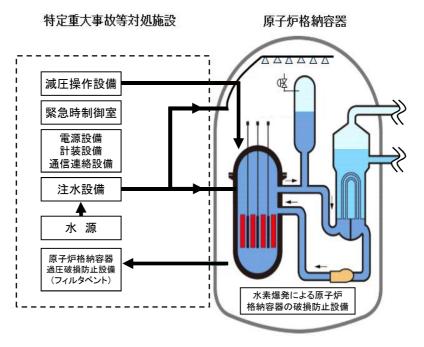
添付資料:美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可の概要

美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可の概要

1. 設計及び工事計画認可申請書の記載事項

申請内容	主な設備	申請日および 補正書提出日
 ・設備に対する基本設計方針の 策定 ・各機器の名称、種類、容量、 寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価 資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定 	 ○ 減圧操作設備 ・原子炉の減圧を操作する設備。 ○ 注水設備(ポンプ、水源) ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備(フィルタベント) ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 緊急時制御室 	(申請)2020. 7.10 (補正)2021. 3.24 (補正)2021. 3.31 <mark>(認可)2021. 4. 6</mark>

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

2021年10月25日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可 (2016年10月26日) から5年間の経過措置 期間 (法定猶予期間) までに設置することが要求されている。